



バイオマス(固体) アセスメントメソドロジー

2025年9月12日

-レポート名変更に伴う更新

COPYRIGHT©2025 Rim Intelligence Co All Rights Reserved

価格評価方法の適切性

リム情報開発株式会社（以下「当社」とする）が、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。当該目的を達成するため、当社は以下に記載する「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法を定めている。当社は当該目的を達成するために必要と判断するすべての基準と手続を「価格評価の一般原則」およびレポート毎の「価格評価の原則」に含めており、これを遵守して価格評価を実施することから、当社の価格評価方法は適切であると判断している。

第 1 章 価格評価の一般原則

第 1 条（価格評価の目的）

当社が実施し、レポート上で公開するすべての価格評価の目的は、エネルギー業界の関係各社に対して商談が成立可能な水準を示すことで、透明性の高い、より適正な価格での取引を進められるようにすることにある。

第 2 条（価格評価の実施）

第 1 条に定めた目的を達成するため、当社は「価格評価の一般原則」およびレポート毎の価格評価方法（以下「アセスメントメソドロジー」とする）内に以下の項目を定め、これらに従って価格評価を実施する。

- 価格評価対象となる取引
- 価格評価対象となる対象時間取引
- 価格評価の優先順位
- 取材先の選定
- 取材方法
- スーパーバイザーの設置および役割
- スーパーバイザーの選定
- スーパーバイザーによるレビュー品質の維持
- 価格評価の整合性および一貫性の保持

- 市場情報の信頼性および充分性
- アセスメントメソドロジーの公開
- アセスメントメソドロジーの定期的な見直し
- アセスメントメソドロジーの変更
- 評価価格の変更および訂正
- 受渡数量基準
- 特定の数量単位（バレル等）が用いられる理由

第3条（価格評価対象となる取引）

各インデックスにおいて、もっとも流動性がある数量、期間、地域を価格評価の対象とする。価格評価の対象とする取引の詳細については、その対象となる数値数量、参考として考慮される市場情報、価格評価に用いられる「リムトレーディングボード」内の情報、および取引所等の特定市場情報とあわせてレポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第4条（価格評価対象となる対象時間取引）

各インデックスにおいて、日本を含むアジア時間における取引のうち最も有効かつ利便性があると当社が判断する時間を価格評価の対象時間とする。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第5条（価格評価の優先順位）

各インデックスにおいて、相対取引、他の取引市場での成約価格、買唱え、売唱えのうち、価格評価のために採用する市場情報、および採用する市場情報が複数存在する場合の優先順位を定める。詳細については、レポート毎のアセスメントメソドロジー内に記載することとする。

第6条（取材先の選定）

市場情報の収集にあたり、売り手、買い手に偏りがないように、取扱量の多さ、市場に与える影響力等を鑑みて選出した複数のメジャー、産油会社、産ガス会社、石油会社、トレーダー、トレーダー、ディーラー、需要家等に取材を実施することとする。

各レポートチームは、取材先の地域性および取材先から取得した情報の種類について偏り

がないか検討することとする。取材先の地域性や情報の種類に偏向性を認識した場合には、取材担当者とチームリーダーで取材先からの除外を検討する。検討の結果、取材先から除外すべきであると判断された場合には、社長の承認を得た上で取材先から除外する。

第7条（取材方法）

中立性、公正性の観点から適切な資質および技術を有していると当社が判断する取材担当者が、電話を主体に電子メール、チャット等を駆使して取材を行うこととする。取材先担当者の信頼性を確保するために、原則として取材先の会社へ直接電話することにより、当該担当者が在籍していることを確認することとする。

第8条（スーパーバイザーの設置および役割）

各レポートに対して、2名以上のスーパーバイザーを設置する。レポート公表前に、各レポートに設置されたスーパーバイザーのうち少なくとも1名が、価格評価がアセスメントメソドロジーに遵守して行われており、整合性および一貫性が保持されているかという観点からレビューを実施することとする。

第9条（スーパーバイザーの選定）

スーパーバイザーは、価格評価対象商品および市場について十分な経験および知識を有したものを、取締役会の承認を得た上で選定することとする。スーパーバイザーは、担当するレポートの価格評価および記事作成に携わらないものとする。

第10条（スーパーバイザーによるレビュー品質の維持）

スーパーバイザーによるレビューの品質が適切に保たれていることを確認するため、社長以外の者がスーパーバイザーとしてレビューを実施したレポートについては、定期的に社長によるスポットチェックを行うこととする。スポットチェック実施後は、当該スポットチェックの証跡を保管することとする。

第11条（価格評価の整合性および一貫性の保持）

価格評価の担当者間での価格評価結果の整合性および一貫性を保持するため、スーパーバイザーによるレビューの他、価格評価シミュレーションを定期的実施することとする。

第 12 条（市場情報の信頼性および充分性）

各価格評価の担当者は、取材先より取得した市場情報が関連当事者との取引に関する情報、恣意的な情報その他異常な情報でないかを当該取材先および他の複数の取材先に確認し、必要に応じて精査することとする。関連当事者との取引情報や恣意的な情報等の異常な市場情報が検出された場合には、追加取材により裏付けをとることで価格評価に採用する市場情報から除外するか否かを判断することとする。また、重大な事項については速やかにスーパーバイザーおよび社長に報告することとする。これらのうち重要な専門家判断は、各レポートチームの取材メモ、アセスメント経緯シート等に記録することとする。情報提供者から提供された市場情報が恣意的なものでないことを確認する必要がある場合は、必要に応じて情報提供者のバックオフィスから情報を得ることを検討することとする。

一部の流動性の低い市場においては、価格評価に使用する市場情報が単一の取材先からのみ得られる場合がある。そのような場合においても、本アセスメントメソドロジーに定める手続により当該市場情報が価格評価のために採用可能であるかどうかを判断することとし、当該市場情報が単一の取材先からのみ得られている事実をもって、価格評価に採用する市場情報から除外すべきであるとは判断しないものとする。

情報提供者に対しては、アセスメントメソドロジーをWEB上に公開し、また協力を要請することで、当社が定める価格評価方法上の条件を満たすすべての市場情報が提供されるものと期待している。

第 13 条（アセスメントメソドロジーの公開）

2 名以上の取締役役に承認されたアセスメントメソドロジーは、当社のWEB上にアップロードし、外部取引先、情報提供者、購読者等が入手可能な状態で管理することとする。

第 14 条（アセスメントメソドロジーの定期的な見直し）

アセスメントメソドロジーは年 1 回（毎年 10 月開催の取締役会時）、および商品市場に重大な変更があった場合に見直しを実施する。見直しの結果、必要であると認められた場合においてはアセスメントメソドロジーの変更を検討することとする。アセスメントメソドロジーの見直しを実施するにあたっては、外部取引先、購読者など有識者から聞き取った意見を参考にする。

第15条（アセスメントメソドロジーの変更）

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更が必要と判断された場合、関連するレポートチーム内で十分に議論した上で変更点を稟議事項とし、2名以上の取締役の承認を得ることとする。2名以上の取締役による変更点の承認後、アセスメントメソドロジー変更の原則として1カ月前、少なくとも2週間前までに、アセスメントメソドロジー変更を実施する旨、および変更日を各レポート上で告知することとする。

2名以上の取締役による変更点の承認後、当該変更点を反映したアセスメントメソドロジーを変更日までに2名以上の取締役により承認するものとする。

価格評価方法に影響を与えるアセスメントメソドロジーの変更にあたっては、外部取引先、購読者などの利害関係者から変更内容に関する質問を受け付けることとする。当該質問およびこれに対する当社の回答については原則としてレポートまたはWEB上で公開することとするが、利害関係者が非公開を希望する場合、その他利害関係者との信頼関係を保持するために必要であると当社が判断する場合は非公開とする。

価格評価方法に影響を与えないアセスメントメソドロジーの訂正については、2名以上の取締役による承認を受けた後に、レポート上で訂正に関する告知を行い、速やかに訂正を反映する。

第16条（評価価格の変更および訂正）

レポート上で公開した評価価格については、公開後に変更を実施しないこととする。ただし、誤字、脱字、タイプミスによる訂正は除く。

第2章 バイオマスレポートにおける価格評価の原則

価格評価の目的

価格評価の目的は、前回レポートの発行後からレポート発行日の東京時間午前10時までに取引されたバイオマス燃料(木質ペレット、PKS)について、標準的なスポット売買の実勢相場を表すことにある。実勢相場とは、「競争原理が働くなかで、市場参加者(プレーヤー)の多くが買付け可能な価格、あるいは販売可能な価格」、すなわち「最も多く取引を成立させ得る価格帯」と定義する。

価格の定義

取引が成立しない場合でも製品の価値は変動するものとする。価格とは、変動する製品の価値を計るものとする。

製品の価値は、需給や生産コスト、他の市場状況やプレーヤーの観点によって変動するものとする。

評価の方法

価格評価は、レポート発行日の東京時間10時までに得た成約情報、売買唱え、需給状況が基本的な要素となる。このうち、価格評価の締め切り時間までに得た、最新の成約、売唱え、買唱えを最優先に確定する。成約、売買唱えがない場合は、売り気配、買い気配を参考にする。

複数の成約、売買唱えを入手した場合、数量、荷積み/荷揚げ場所、荷積み/荷揚げ時期、品質がより明らかなものを優先して採用する。

極端な安値、高値の成約が聞かれた場合、これが事実であっても、実勢をより忠実に反映する上で、多数の市場参加者が唱えている売買値や需給環境などを総合的に判断し、レンジから大きく乖離していると判断される場合、評価の対象から除外する。価格評価を行う上で判断材料となる成約情報は下記3つが挙げられる。

- ① 売買当事者双方から確認を得たもの
- ② 売買当事者の何れか一方から確認を得たもの
- ③ 情報ソースとして信頼すべき複数の第三者から伝えられたもの

情報の信頼性として①が最も望ましいものの、様々な制約から②および③に留まるケースも多い。リム情報開発(以下リムと表記)では価格評価にあたって①の情報を原則とし、②お

よび③の情報も参考とする。また、売買当事者からの情報であっても、それが虚偽であることが判明した場合、これを採用しない。

売り手と買い手の競争によって製品の価格が決定するものとする。「高い売唱え」に比べて「低い売唱え」、また「低い買唱え」に比べて「高い買唱え」が評価される価格となる。

需給要件や為替動向などの他の市場動向は、基本的に成約価格や売買唱えに反映されているものと見做す。ただし、価格情報が乏しい場合は、これらの他の市場動向を参考に価格評価を行うことがある。

数量単位

取引数量の単位はメトリックトン（以下、トンと表記）。

価格評価のレンジは原則として国際市場（ドル/トンベースの取引）では1ドル以上、10ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案し、国際市場では最大10ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価対象の製品

木質ペレット、PKS（パーム椰子殻）、フレート

木質ペレット

F0B 東南アジア相場

固定価格を評価対象とする。価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

F0B 東南アジア積み木質ペレット市場の構造

F0B 東南アジア積み市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地である東南アジアに生産工場やストックヤードなどの拠点をもち、現地で生産された木質ペレットを販売する会社。
トレーダー	東南アジアで生産された木質ペレットを買い付け、販売する会社。 現地に生産工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において木質ペレットを使用する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから木質ペレットを買い付ける会社。

リムが定義する標準の F0B 東南アジア積み木質ペレットスポット取引は以下のとおり。

- 例 1) F0B ベースでサプライヤーがトレーダーに木質ペレットを販売すること。
- 例 2) F0B ベースでサプライヤーが発電事業者に木質ペレットを販売すること。
- 例 3) F0B ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに木質ペレットを販売すること。
- 例 4) F0B ベースでトレーダーが発電事業者向けに木質ペレットを販売すること。

東南アジア積み木質ペレットは韓国向けと日本向けそれぞれの供給先に分けて価格評価を行う。ただし、韓国向けと日本向けのどちらか一方の価格情報のみが聞かれた場合、これをベースに算出することがある。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

ベトナムおよびマレーシアの主要出荷港を対象とする。

ただし、この他の積み地の価格情報が得られた場合、実勢フレートの格差や地域独自の需給を考慮した上、価格評価の参考とする場合がある。

到着地

韓国向けは、韓国の主要港で荷卸しされるばら積みおよびコンテナ積みのカーゴを対象とする。

日本向けは、日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

品質・規格

European Federation of Energy Traders (EETF)の Individual Biomass Contract で定められている品質規格を最低基準とする。

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 ヶ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的

に反映はしない。

木質ペレット

FOB 北米相場

固定価格を評価対象とする。価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

FOB 北米積み木質ペレット市場の構造

FOB 北米積み市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地である北米に生産工場やストックヤードなどの拠点をもち、現地で生産された木質ペレットを販売する会社。
トレーダー	北米で生産された木質ペレットを買い付け、販売する会社。 現地に生産工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において木質ペレットを使用する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから木質ペレットを買い付ける会社。

リムが定義する標準の FOB 北米積み木質ペレットスポット取引は以下のとおり。

- 例 1) FOB ベースでサプライヤーがトレーダーに木質ペレットを販売すること。
- 例 2) FOB ベースでサプライヤーが発電事業者の木質ペレットを販売すること。
- 例 3) FOB ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに木質ペレットを販売すること。
- 例 4) FOB ベースでトレーダーが発電事業者向けに木質ペレットを販売すること。

標準数量

2 万 8,000 トン～4 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

カナダおよび米国の主要出荷港を対象とする。

ただし、この他の積み地の価格情報が得られた場合、実勢フレートの格差や地域独自の需給を考慮した上、価格評価の参考とする場合がある。

到着地

日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

品質・規格

European Federation of Energy Traders (EEFT) の Individual Biomass Contract で定められている品質規格を最低基準とする。

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 カ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC (over the counter) 市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

木質ペレット

CFR 日本着スポット相場

固定価格を評価対象とする。

価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

CFR 日本着木質ペレット市場の構造

CFR 日本着市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地である東南アジアや北米に生産工場やストックヤードなどの拠点をもち、現地で生産された木質ペレットを販売する会社。
トレーダー	東南アジアや北米で生産された木質ペレットを買い付け、販売する会社。現地に生産工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において木質ペレットを使用する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから木質ペレットを買い付ける会社。

リムが定義する標準の CFR 日本着木質ペレットスポット取引は以下のとおり。

- 例 1) CFR ベースでサプライヤーがトレーダーに木質ペレットを販売すること。
- 例 2) CFR ベースでサプライヤーが発電事業者に木質ペレットを販売すること。
- 例 3) CFR ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに木質ペレットを販売すること。
- 例 4) CFR ベースでトレーダーが発電事業者向けに木質ペレットを販売すること。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

到着地

日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

ただし、この他の到着地の価格情報が得られた場合、実勢フレー트의格差を考慮した上、価格評価の参考とする場合がある。

品質・規格

European Federation of Energy Traders (EEFT) の Individual Biomass Contract で定められている品質規格を最低基準とする。

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 カ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC (over the counter) 市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

木質ペレット

フレートスポット相場

以下 A～B の航路において木質ペレットを運搬するばら積み船(1 港積み/1 港揚げ)を価格評価する。価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。A～B の航路のいずれかについて情報が得られない場合は、他の地域の情報をベースに評価することがある。

固定価格を評価対象とする。

A. ベトナム/日本

B. 北米(カナダ・米国)/日本

標準数量

ベトナム/日本は 1 万トンを標準とする。

北米(カナダ・米国)/日本は 2 万 8,000 トン～4 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

ベトナムの主要出荷港および北米(カナダ・米国)の主要出荷地を対象とする。

ただし、この他の積み地の価格情報が得られた場合、実勢フレートの格差や地域独自の船の需給を考慮した上、価格評価の参考とする場合がある。

到着地

日本の主要港を対象とする。

ただし、この他の到着地の価格情報が得られた場合、実勢フレートの格差を考慮した上、価格評価の参考とする場合がある。

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。

評価対象期間

レポート発行日から起算して 15 日～60 日を価格評価の対象とする。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

PKS

F0B インドネシア相場

固定価格を評価対象とし、インドネシアから輸出される際に課せられる各種関税が反映されているものと見做す

価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

F0B インドネシア積み PKS 市場の構造

F0B インドネシア積み市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地であるインドネシアに加工工場やストックヤードなどの拠点を 持ち、現地で加工された PKS を販売する会社。
トレーダー	インドネシアで加工された PKS を買い付け、販売する会社。現地に加 工工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において PKS を使用 する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから PKS を買い付ける会社。

リムが定義する標準の F0B インドネシア積み PKS スポット取引は以下のとおり。

- 例 1) F0B ベースでサプライヤーがトレーダーに PKS を販売すること。
- 例 2) F0B ベースでサプライヤーが発電事業者に PKS を販売すること。
- 例 3) F0B ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに PKS を販売すること。
- 例 4) F0B ベースでトレーダーが発電事業者向けに PKS を販売すること。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

インドネシアの主要出荷港を対象とする。

到着地

日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

品質・規格

下記の品質に準ずる。

水分	到着ベース	20 % 以下
低位発熱量	到着ベース	3500 kcal/kg 以上
灰分	無水ベース	5 % 以下
異物		1 % 以下
塩素	無水ベース	0.07 % 以下
硫黄	無水ベース	0.15 % 以下
ナトリウム+カリウム	無水ベース	0.20 % 以下

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 カ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本

とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

PKS

F0B マレーシア相場

固定価格を評価対象とする。

価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

F0B マレーシア積み PKS 市場の構造

F0B マレーシア積み市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地であるマレーシアに加工工場やストックヤードなどの拠点をもち、現地で加工された PKS を販売する会社。
トレーダー	マレーシアで加工された PKS を買い付け、販売する会社。現地に加工工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において PKS を使用する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから PKS を買い付ける会社。

リムが定義する標準の F0B マレーシア積み PKS スポット取引は以下のとおり。

- 例 1) F0B ベースでサプライヤーがトレーダーに PKS を販売すること。
- 例 2) F0B ベースでサプライヤーが発電事業者に PKS を販売すること。
- 例 3) F0B ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに PKS を販売すること。
- 例 4) F0B ベースでトレーダーが発電事業者向けに PKS を販売すること。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

マレーシアの主要出荷港を対象とする。

到着地

日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

品質・規格

下記の品質に準ずる。

水分	到着ベース	20 % 以下
低位発熱量	到着ベース	3500 kcal/kg 以上
灰分	無水ベース	5 % 以下
異物		1 % 以下
塩素	無水ベース	0.07 % 以下
硫黄	無水ベース	0.15 % 以下
ナトリウム+カリウム	無水ベース	0.20 % 以下

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 カ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本

とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

PKS

CFR 日本着スポット相場

固定価格を評価対象とする。

価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

CFR 日本着 PKS 市場の構造

CFR 日本着市場は以下のプレーヤーで構成される。

サプライヤー	積み地であるインドネシアやマレーシアに生産工場やストックヤードなどの拠点をもち、現地で生産された PKS を販売する会社。
トレーダー	インドネシアやマレーシアで生産された PKS を買い付け、販売する会社。現地に生産工場やストックヤードなどの拠点の所有、日本において PKS を使用する発電設備の所有に拘らない。
発電事業者	自社の発電設備で使用する目的で、サプライヤーやトレーダーから PKS を買い付ける会社

リムが定義する標準の CFR 日本着 PKS スポット取引は以下のとおり。

- 例 1) CFR ベースでサプライヤーがトレーダーに PKS を販売すること。
- 例 2) CFR ベースでサプライヤーが発電事業者に PKS を販売すること。
- 例 3) CFR ベースでトレーダーが他のトレーダー向けに PKS を販売すること。
- 例 4) CFR ベースでトレーダーが発電事業者向けに PKS を販売すること。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

到着地

日本の主要港で荷卸しされるばら積みのカーゴを対象とする。

品質・規格

下記の品質に準ずる。

水分	到着ベース	20 % 以下
低位発熱量	到着ベース	3500 kcal/kg 以上
灰分	無水ベース	5 % 以下
異物		1 % 以下
塩素	無水ベース	0.07 % 以下
硫黄	無水ベース	0.15 % 以下
ナトリウム+カリウム	無水ベース	0.20 % 以下

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。ただし、円換算値も掲載する。

評価対象期間

レポート発行日の翌月、翌々月、3 ヶ月先の月までを価格評価の対象とし、発行月が変わるごとに対象月を 1 ヶ月先に移行する。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。

PKS

フレートスポット相場

インドネシアまたはマレーシアから日本の航路において PKS を運搬するばら積み船(1 港積み/1 港揚げ)を価格評価する。価格評価はすべて、取材記者が評価締め切り時間までに市場調査で得た情報に基づく。

固定価格を評価対象とする。

標準数量

1 万トンを標準とする。

標準数量から外れる場合でも、価格評価の参考とすることがある。

積み地

インドネシアおよびマレーシアの主要出荷地を対象とする。

到着地

日本の主要港を対象とする。

価格評価時間帯

前回レポート発行後からレポート発行日の東京時間 10 時までを評価対象時間とする。

価格単位

価格の単位はトンあたりドル。

評価対象期間

レポート発行日から起算して 15～60 日を価格評価の対象とする。

評価価格のレンジ

原則として 1 ドル以上、10 ドル以内とする。売唱えのみが存在し、応じる買唱えが存在しない場合、相場動向を勘案して最大 10 ドルまでの幅を組成することができる。反対に、買唱えのみが存在する場合においても同様とする。

価格評価の対象となる取引形態

スポットベースのアウトライト取引を評価基準に置く。価格評価は、リムの記者が取材により得た、OTC(over the counter)市場での成約価格、売買唱え、売り気配、買い気配を基本とする。ターム取引、パッケージ取引、スワップ取引は、価格評価の参考とするが、全面的に反映はしない。